

住んでいない・使っていない 空き家は、ありませんか？

～日光市空き家バンクへの登録について～

くわしくは 秘書広報課 シティプロモーション係 ☎0288-21-5135

○空き家バンクとは…

日光市内に所有する現在使用していない空き家や空き店舗を、賃貸や売買によって空き家の活用をお考えの方から提供された空き家情報をもとに、専用ホームページなどで情報公開し、日光市への移住や二地域居住などのために空き家をお探しの方へ、紹介するシステムです。

今までに成約になった物件は約60件ののぼり、累計約210名の方が利用者登録の制度を利用し、日光市内の空き家を探しています。市内の空き家・空き店舗を一軒でも多く利用希望者に活用してもらうことで、地域を元気にしていきませんか？

「日光市空き家バンク」イメージ



ホームページ掲載イメージ



○物件を登録するには…

- ①空き家バンク物件登録申込書・物件登録カードを秘書広報課へ提出してください
- ②市が登記状況や建築確認書類を調査します
※申請時に登記簿の登録が済んでいることが条件となります
- ③所有者と市職員立会いのもと、協力不動産業者が現地調査(物件調査)を行います
※調査や登録は無料です
※調査結果によっては、登録できないこともあります
- ④希望価格や条件を設定して登録完了です
※物件成約時には法定の仲介手数料が発生します
※交渉や契約は市内の協力不動産業者が行います

日光市 空き家バンク
The vacant room bank in Nikko

▶日光市空き家バンクホームページ
<http://www.nikko-akiyabank.jp>

▶空き家バンク
ホームページ
QRコード



令和4年1月から

下水道使用料が変わります

くわしくは 下水道課 下水道総務係 ☎0288-21-5150

今後の下水道施設の維持管理などに必要な財源を確保し、下水道事業経営の健全化を図るため、令和4年1月1日から使用料が変わります。

■改定の必要性

下水道事業は、施設の老朽化に伴う更新需要が増大していく中、人口減少の進展や節水思考の高まりにより使用料収入は年々減少しています。これまで使用料徴収率の向上や、下水道への加入促進、汚水処理費の削減に取り組んでまいりましたが、収支上、収入が不足し一般会計から財源補てんを受けている現状です。

下水道事業は公営企業として独立採算による経営が原則であることから、今後の施設の維持管理などに必要な財源を確保し、下水道事業経営の健全化を図るため、使用料を改定します。

今後も、より良い下水道サービスの提供に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

■料金表

今回の改定により、使用料は **24%引き上げ** となります。

1カ月につき(税抜)

区分		現行	改定後
基本料金	汚水量 5 m ³ まで	600円	744円
超過料金	5 m ³ を超え30m ³ まで	110円	136円
	30m ³ を超え100m ³ まで	120円	149円
	100m ³ を超えるもの	130円	161円

■引き上げ額の目安(税込)

使用水量(m ³)	現行	改定後	引き上げ額
5	660円	818円	158円
10	1,265円	1,566円	301円
20	2,475円	3,062円	587円
50	6,325円	7,836円	1,511円
100	12,925円	16,031円	3,106円
500	70,125円	86,871円	16,746円
1,000	141,625円	175,421円	33,796円

■新料金の適用

令和4年1月1日以降に下水道を利用開始する方は新料金が適用となります。

従前から下水道を使用している方への適用は下のとおりです。

	旧料金	新料金
奇数月検針の方	令和4年1月・2月請求分 (11月～12月使用分)	令和4年3月・4月請求分 (1月～2月使用分)
偶数月検針の方	令和4年2月・3月請求分 (12月～1月使用分)	令和4年4月・5月請求分 (2月～3月使用分)